

申告書のかきかた例

ア①〔営業等〕
卸売業、小売業、飲食業、製造業、修繕業、サービス業などの、いわゆる営業から生じる所得。及び保険外交員、塾の経営、漁業などの事業から生ずる所得。

イ②〔農業〕
田、畑、養蚕、農家が兼営する家畜、酪農などから生ずる所得。

ア①については、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用してください。

〔不動産〕
ウ③地代、家賃、貸間代、駐車場代、土地、建物の権利金等から生ずる所得。申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用してください。

〔配当〕
オ⑤株式などの配当、証券投資信託の収益の分配などに係る所得。申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄を使用してください。

〔給与〕
カ⑥給与・賃金・賞与などの収入の合計額。
※給与所得＝収入金額－給与所得控除
(給与所得控除は、収入金額に応じた一定の率によって求められます。下表により、給与所得控除後の給与所得金額が算出できます。)

給与収入金額 (円)	給与所得金額の換算式 (円)
1～650,999	0
651,000～1,618,999	収入金額－650,000
1,619,000～1,619,999	969,000
1,620,000～1,621,999	970,000
1,622,000～1,623,999	972,000
1,624,000～1,627,999	974,000
1,628,000～1,799,999	*収入金額×60%
1,800,000～3,599,999	*収入金額×70%－180,000
3,600,000～6,599,999	*収入金額×80%－540,000
6,600,000～9,999,999	*収入金額×90%－1,200,000
10,000,000～	収入金額－2,200,000

(注) “*”の部分は、収入金額を4,000で割切れる最大の金額に修正してから算出します。
(計算例) 給与収入が140万円の場合
140万円－65万円＝75万円 (所得金額)
(計算例) 給与収入が451万円の場合
451万円÷4,000＝1,127…余りを切捨て
1,127×4,000＝4,508,000円
4,508,000円×80%＝540,000円
4,508,000円－540,000円
＝3,968,000円 (所得金額)

〔雑〕
キ⑦公的年金等の欄には、その収入の合計額を記入。
※公的年金の雑所得は、下表によって求められます。

ク⑦その他の欄には、作家以外の方の原稿料、印税、講演料、生命保険契約に基づく年金、郵便年金などの収入や経費の合計と支払者名を記入。申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を使用してください。

65歳以上(昭和30.1.1以前生まれの方)	
収入金額 A (円)	年金所得額 (円)
～1,200,000	0
1,200,001～3,299,999	A－1,200,000
3,300,000～4,099,999	A×75%－375,000
4,100,000～7,699,999	A×85%－785,000
7,700,000～	A×95%－1,555,000

65歳未満(昭和30.1.2以後生まれの方)	
収入金額 A (円)	年金所得額 (円)
～700,000	0
700,001～1,299,999	A－700,000
1,300,000～4,099,999	A×75%－375,000
4,100,000～7,699,999	A×85%－785,000
7,700,000～	A×95%－1,555,000

〔総合譲渡・一時所得〕
ケ⑧総合譲渡は、商品や原材料のたな卸資産以外の自動車、機械、機具などの動産の譲渡により生ずる所得。
一時所得は、生命保険等の満期戻戻金、懸賞当選の金品などの一時的な性質もっている所得。申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄を使用してください。

〔事業専従者〕
申告書裏面「11 事業専従者に関する事項」に必要事項を記入してください。

〔分離課税〕
分離課税に係る所得等のある方は、「 国税・県民税申告書(分離課税等用)」に記入してください。

地方税法等の改正により各事項が変更になる場合がありますので、御了承ください。

令和 2 年度分 国税・県民税申告書

個人番号 1234567890112

現住所 日の出町 1-1-1

氏名 日本 一郎

生年月日 44年3月15日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料
厚生年金	116,428
国民健康保険	180,000
国民年金	41,400
合計	337,828

生命保険料控除	金額
新生命保険料の計	52,300
旧生命保険料の計	17,500
合計	69,800

雑損控除	金額
火災	3,229,000
雑損控除	3,229,000

所得のなかった方の記載欄	金額
所得のなかった方の記載欄	1,680,000

※印の欄には記載しないでください。

令和 年度分 国税・県民税申告書受付書

様方
様

受付日付印

⑭ 寡婦、寡夫控除(夫(妻)と死別、離別した後、再婚していない方)
寡婦控除(260,000円)………次の①か②を満たす方。
①扶養親族がある場合。②夫と死別し、合計所得が500万円以下の場合。
寡夫控除(260,000円)・特別の寡婦(300,000円)………次の①と②両方を満たす方。
①扶養親族である子を有する場合。②合計所得が500万円以下の場合。

〔社会保険料控除〕
⑩国民健康保険料、国民年金保険料、その他の健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、長寿(後期高齢者)医療制度の保険料などの支払額全額。

〔小規模企業共済等掛金控除〕
⑪第1種共済掛金及び心身障害者扶養掛金の支払額全額。

〔生命保険料控除〕
⑫一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合。

支払った保険料 A (円)	控除額 (円)
～12,000	A
12,001～32,000	A×0.5 + 6,000
32,001～56,000	A×0.25 + 14,000
56,001～	28,000 (一律)

※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)
※それぞれ右の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)
※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ右の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

〔地震保険料控除〕
⑬地震保険契約等の保険料を支払った場合。

支払った地震保険料等の区分	支払った保険料等の金額	控除額
A 地震保険料のみ	超 以下	支払った保険料の金額÷2 (最高25,000円)
B 旧長期損害保険料のみ	5,000円 15,000円	支払った保険料の金額
C AとBがある場合	—	支払った保険料の金額÷2 + 2,500円 10,000円 A、Bそれぞれ計算した金額の合計額(最高25,000円)

(注意) 一の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれか一の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

〔配偶者・扶養控除〕
令和元年12月31日現在(年の中途で死亡した人はその時点で)、あなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族で、令和元年中の合計所得が38万円(パート等の収入金額で103万円)以下の人を控除にとることができます。

⑰配偶者控除
あなたの合計所得に応じて配偶者控除をとることができます。
控除額は裏面の表のようになります。

⑱配偶者特別控除
配偶者の合計所得が38万円超～123万円以下の場合、あなたの合計所得と配偶者の合計所得に応じて配偶者特別控除をとることができます。
控除額は裏面の表のようになります。

⑲扶養控除
(ア) 老人扶養(昭和25年1月1日以前生まれの人) ……38万円
(イ) 同居老親等(老人扶養で同居を常況としている人) ……45万円
(ウ) 特定扶養(平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれの人) ……45万円
(エ) 一般扶養(ア～ウ以外の人、ただし、16歳未満の扶養親族は除く) ……33万円
※16歳未満の扶養親族がいる場合には、別途記入欄に記入してください。

〔雑損控除〕
⑳災害や盗難、横領などにより、住宅や家財に損害を受けた場合。
(損害を示す証明書が必要。)

〔医療費控除〕
㉑病院等に支払った治療費、医薬品の購入代などに要した費用がある場合。
又はスイッチOTC医薬品の購入費用がある場合。

⑮～⑰
・ 勤労学生控除(260,000円) ……大学、各種学校等の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ合計所得が65万円以下で、そのうち、給与所得以外の所得が10万円以下の方。
・ 障害者控除(扶養している方が障害者の場合も適用されます。)
同居特別障害者(530,000円) ……同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなた、あなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合。
特別障害者(300,000円) ……身体障害者1級・2級・重度の精神障害などの場合。
普通障害者(260,000円) ……上記以外の場合。

